

帯広市

先進不妊治療費等助成事業

帯広市では、不妊治療における経済的負担を軽減するため、医療保険適用の生殖補助医療と併用して自費で実施される「先進医療」に係る費用の一部を助成します。

1 対象となる方

治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦のうち、下記1～3のすべてに該当する方が対象です。

1. 夫婦のどちらかが申請時に帯広市に住所があること（申請者は帯広市に住民票のある方）
2. 婚姻をしている夫婦であること（事実婚も含む）
3. 他の市町村で同じ治療に対して助成を受けていないこと（申請が重複しないこと）

2 助成の内容

1回の治療における先進医療の治療費および通院にかかった交通費に対して助成します。

（1回の治療～治療計画の作成から、妊娠の確認や医師の判断による中止など治療終了までの期間）

【治療費の助成】

医療保険適用の生殖補助医療と併用して実施した先進医療の費用の一部を助成します。

対象となる先進医療は帯広市や北海道のホームページをご覧ください。

助成回数	初めて助成を受けたときの治療期間初日における妻の年齢に応じて、1子ごとに以下の回数を助成します。ただし、出産もしくは妊娠12週以降に死産となった場合は助成回数をリセットします。 妻の年齢が40歳未満 … 1子ごとに通算6回まで 妻の年齢が40歳以上 … 1子ごとに通算3回まで						
助成額	先進医療にかかった治療費のうち7割を助成します。 ただし、助成額は35,000円が上限となります。 <table border="1"><thead><tr><th>先進医療にかかった治療費</th><th>助成額</th></tr></thead><tbody><tr><td>50,000円以上</td><td>35,000 円</td></tr><tr><td>50,000円未満</td><td>治療費 × 7/10 円</td></tr></tbody></table>	先進医療にかかった治療費	助成額	50,000円以上	35,000 円	50,000円未満	治療費 × 7/10 円
先進医療にかかった治療費	助成額						
50,000円以上	35,000 円						
50,000円未満	治療費 × 7/10 円						

【交通費の助成】

自宅から医療機関までの距離が 片道25kmを超える場合、1回の治療に要した交通費の一部を助成します。

助成回数 1回の治療につき、5回(往復分)まで。

助成額 受診にかかった交通費の2/3を助成します。

➤ 自家用車利用の場合

距離に応じた助成単価
(右表参照) × 2/3 円

➤ JR、バスなど公共交通機関利用の場合

領収書の額
※ただし、右表の
助成単価が上限 × 2/3 円

距離区分(片道)	助成単価 (往復)
25km を超えて 50km まで	1,840 円
50km を超えて 75km まで	3,180 円
75km を超えて 100km まで	4,040 円
100km を超えて 125km まで	5,060 円
125km を超えて 150km まで	6,160 円
150km を超えて 175km まで	7,920 円
175km を超えて 200km まで	8,800 円
200km を超えて 225km まで	9,680 円
225km を超えて 250km まで	10,340 円
250km を超えて 275km まで	11,880 円
275km を超える	12,540 円

3 申請の手続き

治療を終了した日の 翌日から90日以内 に、1回の治療ごとに申請してください。

【申請に必要なもの】

- ① 帯広市先進不妊治療費等助成申請書
- ② 不妊治療費等助成事業受診等証明書
- ③ 帯広市先進不妊治療費等助成金交付請求書
- ④ 治療に係る領収書(原本)

※公共交通機関を利用した領収書等(原本)がある場合も提出をお願いします。

- ⑤ 印鑑、銀行の口座番号のわかるもの(申請者の口座)
- ⑥ 事実婚に関する申立書(事実婚の方のみ)

帯広市のホームページから、①～③、⑥を印刷できます。



帯広市ホームページ

《申請・問い合わせ先》

帯広市 健康推進課 健康づくり係
帯広市東8条南13丁目1 帯広市保健福祉センター 2階
開館時間 8:45~17:30 土日祝休み
電話 0155-25-9722 Fax 0155-25-7445